

小規模多機能のまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、小規模多機能のまちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地域づくり協議会が定める地域づくり計画に基づき、住民主体の協働による小規模多機能のまちづくり事業を実施する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり協議会 氷見市地域づくり協議会に関する要綱第10条第1項による認定を受けた組織をいう。（以下「協議会」という。）
- (2) 地域づくり計画 氷見市地域づくり協議会に関する要綱第12条に規定する計画をいう。（以下「計画」という。）

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市が認める地域づくり計画に位置付けられた事業とし、ハード事業及びソフト事業を対象とする。原則として一の事業を対象とするが、総合的に実施することがふさわしい事業については、複数の事業をまとめて一の事業として実施することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業としない。

- (1) 通常一般的な自治会、町内会や同好会等が行う盆踊り大会等、単に当該住民の親睦を深めるための福利厚生的なイベント及びこれに類する事業
- (2) 市又は市が助成している団体から別に助成を受けている事業
- (3) 政治、宗教、営利を主たる目的とした事業
- (4) その他、市長が特に認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、市長が別に定める経費とし、協議会が計画に基づき、小規模多機能のまちづくりのための施設整備及び事業の実施に要する経費とし、事業の立ち上げや拡大、質の向上に資するものに限るものとする。

2 本制度以外の制度等による補助等又は委託等を受ける経費は対象としない。

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条で規定する補助対象経費の全額（千円未満は切り捨てるものとする。）とし、補助金の対象となる事業費は100千円以上とし、補助金額の上限を1,500千円とする。

(交付申請書等の様式)

第7条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書(様式第1号)に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 事業計画に関する図面及び見積書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定額の変更)

第8条 規則第6条の規定による通知を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定額の変更をしようとするときは、あらかじめ小規模多機能のまちづくり事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定の変更を行い、小規模多機能のまちづくり事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業計画等の変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた金額を変更せず、補助事業の内容、補助対象経費の区分の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ小規模多機能のまちづくり事業補助金事業内容等変更申請書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、小規模多機能のまちづくり事業補助金事業内容等変更承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止する場合において小規模多機能のまちづくり事業補助金事業中止(廃止)申請書(様式第8号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業の中止又は廃止を承認し、小規模多機能のまちづくり事業補助金事業中止(廃止)承認通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書等の様式)

第11条 規則第12条第1項に規定する補助事業実績報告書(様式第10号)に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)

- (3) 完成写真又は実施写真
- (4) 補助対象事業に係る請求書及び領収証等の支払証拠書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。